

学校が良くなる、教育が変わる

—21世紀教育新生プランを決定—



文部科学大臣
町村 信孝

我が国の教育は、第二次世界大戦後、機会均等の理念を実現し、国民の教育水準を高め、経済社会の発展の原動力になりました。しかし、現在の教育の状況に目を向けると、国民や社会の教育に対する信頼が大きく揺らぎ、我が国の教育は危機に瀕しています。

第一に、少子化や都市化の進展、家庭や地域社会の「教育力」の著しい低下などを背景として、我が国の教育は、いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発など深刻な問題に直面しています。また、個人の尊重を強調する余り、「公を軽視する傾向」が広がり、青少年が「孤の世界」に引きこもる傾向が現れています。

文部科学省は、一月二十五日に第一回の「文部科学省教育改革推進本部」を開催し、その席上、「二十一世紀教育新生プラン」を決定した。文部科学省では、今後、このプランに基づき教育改革を迅速・果敢に実行することとしている。



第二に、行き過ぎた平等主義による教育の画一化や過度の知識の詰め込みにより、子どもの個性・能力に応じた教育がやらず、むしろ軽視されてきました。第三に、科学技術の急速な発展、経済社会のグローバル化、情報化など社会が大きく変化する中で、これまでの教育システムが時代や社会の進展から取り残されつつあります。

こうした教育の現状や課題を踏まえ、内閣府・文部科学省が「教育再生国民会議」において、昨年十一月二十二日に「最終報告」を取りまとめられた「教育再生国民会議」の提言を十分に踏まえ、各般にわたる必要な取組を行うよう森内閣府大臣から指示を頂き、この教育改革の具体的な施策や課題を取りまとめたところとです。

この教育新生プランは、「新日本」の実現を目指し国政の

最重要課題の一つに位置付けられ、今後の取組の全体的な方向性を示すものとして、「学校が良くなる、教育が変わる」の御意見や御提案を十分に頂き、この教育改革を一大国民運動として展開していきたく考えています。（「新生プラン」前文より・平成十三年一月二十五日）

これらに施策や課題への取組として、緊急に対応すべきものについては、関連法案を通常国会に提出することと、平成十三年度予算案において所要の措置を行うこととしています。さらに、新世紀の教育の基本理念を示すための教育基本法の見直しや教育振興基本計画の策定については、中央教育審議会に諮問し取組を進めることとしています。

教育に対する国民各界各層の皆様の信頼に応えるた



文部科学省大臣官房
東京都千代田区麹町3-2-2(〒100-8959)
電話 (03) 3581-4211

お 願 い
○本誌を多くの方に読んでいただくために、本誌の送料は文部科学省が負担いたします。
○本誌の送料は文部科学省が負担いたします。

主な内容

二十一世紀教育新生プラン特集
・二十一世紀教育新生プラン
・二十一世紀教育新生プランの概要
・教育改革関連法案の概要
37面
8面

21世紀教育新生プラン ～レインボープラン～ 〈7つの重点戦略〉

〈趣 旨〉

2001年＝「教育新生元年」

「教育改革国民会議最終報告」の提言を踏まえ今後の教育改革の取組の全体像を提示（具体的な主要施策や課題及びタイムスケジュール）
（今後このプランに基づく改革を迅速かつ果敢に実行）

第1ステージ

- 緊急に対応すべき事項について
- ・教育改革関連法案の通常国会への提出
- ・平成13年度予算案における教育改革関連予算の措置

第2ステージ

- 教育基本法の見直し、教育振興基本計画の策定（中央教育審議会に諮問し取組を進める）
- 専門的な検討を要する事項について、平成13年度内を目途に検討を進める（18歳後の奉仕・体験活動促進のための仕組みの検討等）

学校、家庭、地域の新生

学校が良くなる、教育が変わる

1. わかる授業で基礎学力の向上を図ります

- 基本的教科における20人授業、習熟度別授業の実現
- IT授業、20人授業が可能となる教室の整備（「新世代型学習空間」の整備）
- 全国的な学力調査の実施

2. 多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます

- 奉仕・体験活動の促進（仕組みの検討等）、「子どもゆめ基金」の創設
- 道徳教育の充実（「心のノート」の作成・配布等）
- 家庭・地域の教育力の再生のための取組

3. 楽しく安心できる学習環境を整備します

- 文化・スポーツ活動の充実（学校部活動の活性化）
- 問題を起こす子どもに対する適切な措置（出席停止の改善及び子どもに対する支援措置）
- 有害情報等から子どもを守る取組

4. 父母や地域に信頼される学校づくりを行います

- 自己評価システムの確立、学校評議員の導入など学校評価の実施
- 保護者の参加、情報公開による教育委員会の活性化
- 地域の主体性を生かした新しいタイプの学校の設置促進

5. 教える「プロ」としての教師を育成します

- 優秀な教員の表彰制度と特別昇給の実施
- 教員の社会体験研修の制度化（民間企業等で社会性を磨く）
- 不適格教員への厳格な対応（教壇に立たせない）

6. 世界水準の大学づくりを推進します

- 次代のリーダー養成のための教育・研究機能の強化（大学への17歳入学の拡大、大学3年修了からの大学院入学の一般化、プロフェッショナルスクールの整備）
- 大学の競争的環境の整備（国立大学の独立行政法人化、任期制などによる大学教員の流動化、競争的資金の拡充）
- 大学における厳格な成績評価、教員の教育能力の重視

7. 新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基盤を整備します

- 新しい時代にふさわしい教育基本法の見直し
- 教育振興基本計画の策定

学校、家庭、地域の新生へ

21世紀教育新生プランの目指すもの

今回策定された「21世紀教育新生プラン」は、昨年十月十二日に教育改革国民会議がまとめた最終報告に盛り込まれた事項を中心に、今後、文科科学省として取り組むべき教育改革の全体像を示したものである。

「21世紀教育新生プラン」は、七つの重点戦略から構成されている。

第一の柱は「わかる授業で基礎学力の向上を図る」ことである。

この柱に関しては、基礎基本を確実に児童・生徒に身に付けさせるため、教科によって三十人授業や習熟度別授業を導入するほか、そのために必要な教職員定数の改善や学習環境の整備に着手することとしている。また、教育課程の実施状況について全国規模の調査を行い、指導の改善や教育課程の基礎の改善に反映させることとしている。

第二の柱は「多様な奉仕活動で心豊かな日本人を育てる」ことである。

まず、奉仕活動・体験活動を進めるための「子どもゆめ基金」を創設するとともに、青少年団体を助成するための「子どもゆめ基金」を創設するとともに、必要の法改正を行って、子どもが自らに自らのことを考え、もたらした成果を評価する仕組みを構築していくこととしている。また、チャーター・スクールのような新しいタイプの学校の実現可能性についても検討を進めていく。

第三の柱は「安心して学べる学習環境を整備することである」。

第五の柱は「教師をプロとしての教師を養成することである」。

具体的には、個々の教員が努力したことに適した評価を行い、それに対して、いかなる基準で出さなければならないかを明確にする。また、道徳教育については、体験活動を取り入れるべき。また、茨城県知事から紹介された「お手伝い」は、いかに「へん」な意義があるか、と答えた。



新生プランについて講演する町村文部科学大臣

「全国行脚」へ第一歩

町村文部科学大臣、土浦市で講演

町村文部科学大臣は、去る二月十日、茨城県土浦市内でPTA関係者を前に「21世紀教育新生プランの目指す教育改革」と題して講演を行った。同プランをPRするための「全国行脚」の第一弾にあたるこの講演には約五百八十人が集まり、講演後には活発な意見の交換も行われた。

講演の中で町村文部科学大臣は、戦後教育の成果及び問題点について総括した後、今年一月二十五日に策定されたプランの七つの重点項目について、順を追って説明を行った。

「このうち「ゆとり教育」については、「ゆとり」と「ゆめ」を混同してはならないとした上で、教える内容を基礎基本に絞って、内容を削減し、指導を徹底すること、そして「ゆめ」を育てる」と述べた。

試み「など地元取組にも触れながら述べた。講演の終了後には約一時間、町村文部科学大臣と参加者の間で質疑応答も行われ、このうち中学校のPTA会長を務める中野から「教員を育てる」について、

21世紀教育新生プランのFAQ

Q1. 「21世紀教育新生プラン」の目指すものは何ですか？

A1. 文科科学省では、21世紀教育新生プランの7つの重点戦略に基づく取組を通じて、教育の新生を目指しています。具体的に言うと、7つの重点戦略に掲げられた事項を着実に実行することを通じて、教育改革の3つの視点、すなわち、①人間性豊かな日本人の育成、②一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成を図り、更に③新しい時代にふさわしい学校づくりを行うことを通じて、国民の信頼・期待に応える学校教育の新生及び家庭や地域の教育力の向上を実現し、国際社会に対して我が国が貢献していく土台となるような教育システムを構築していきたいと考えています。

Q2. 「21世紀教育新生プラン」と「レインボープラン」との関係がよくわからないのですが？

A2. 「レインボープラン」は、「21世紀教育新生プラン」をよりわかりやすい形でPRするために作成された広報用の参考資料です。「レインボープラン」には、個々の施策の実施スケジュールが2段階に分けて明示されているとともに、「21世紀教育新生プラン」においてとりまとめられた17項目の政策課題を7つの重点戦略として7本の柱に整理し直し、特に重要な事項については例示的に記述している点が特徴です。なお、「レインボープラン」という名称は、7本の柱があることを虹の7色に見立てた愛称です。

Q3. 「7つの重点戦略」は、どんな考え方でまとめられたのですか？

A3. 教育新生プランは、教育改革国民会議の17の提言を受けて、具体的な政策課題及びタイムスケジュールを網羅的に提示するものです。これらの政策課題及び政府としての取組について、国民の皆様に対して、今後、取り組む政策の方向性をより分かりやすく提示し御理解をいただくため、7つの重点戦略として整理し、かつ、主要な施策としてまとめたものです。教育改革国民会議最終報告と7つの重点戦略との対応関係を示すと、次表のようになります。

- 人間性豊かな日本人の育成
- 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間の育成
- 新しい時代にふさわしい学校づくり
- 教育振興基本計画の策定と教育基本法の見直し
- わかる授業で基礎学力の向上を図ります
- 多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育てます
- 安心して学べる学習環境を整備します
- 父母や地域に信頼される学校づくりを行います
- 教える「プロ」としての教師を養成します
- 世界水準の大学づくりを推進します
- 新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基本法を整備します

Q4. 教育改革のための国民運動を今後どのように展開していくのですか？

A4. 教育改革について国民の皆様のご理解とご支援をいただくために、教育委員会、PTA、経済団体などのご協力を得ながら、あらゆる機会を捉えて、今後の教育改革の基本的な考え方や進め方について国民の皆様にご説明していきたいと考えています。そのために、テレビ、ラジオ等への大臣の出演や、文科科学省の広報紙、政府広報や新聞、雑誌等の活用などを考えているほか、今年夏までを目途に、大臣、副大臣、大臣政務官等が全国47都道府県で最低1度は教育改革フォーラムなどの会合に参加し、積極的な広報活動を展開していく予定です。

Q5. 「21世紀教育新生プラン」と「教育改革プログラム」の関係は、どのようになっているのですか？

A5. 「教育改革プログラム」は、橋本総理大臣（当時）から小杉文部大臣（当時）への指示により、教育改革を政府の6大改革のひとつとして位置づけ、その具体的な課題とスケジュールを示すものとして平成9年に策定されたもので、その内容は教育改革はもとより学術・文化など、文教施策全般にわたる広範なものです。

一方、「21世紀教育新生プラン」は、教育改革国民会議の最終報告を受けて、今後、文科科学省として取り組むべき教育改革の全体像を示したもので、教育改革プログラムと重複する部分についてはその内容を踏まえつつさらに発展させたものであり、今後の文科科学省の教育改革の中心に据えられるものといえます。

Q6. 「21世紀教育新生プラン」に盛り込まれた教育改革関連法案としては、どのようなものがあるのでしょうか？

A6. 文科科学省では、教育改革関連法案として、6本の法律を国会に提出することとしています。その主な内容としては、基本的教科について20人授業等を可能とする等のための「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正、「子どもゆめ基金」を創設し、体験活動等の事業を行う青少年団体等に対して助成を行うための「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法」の一部改正、児童生徒に対する指導が不適切である教員を教員以外の職員へ円滑に異動させるための方途の創設や、地方教育行政に地域住民や保護者の意向等をより的確に反映させ、教育委員会の活性化を図るための「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正、小中学校における児童生徒の社会奉仕体験活動等の体験活動の充実、大学の17歳入学の拡大、出席停止制度の改善等について規定する「学校教育法」の一部改正等があります。

Q7. 「ゆとり教育」の変更との報道が一部にありますが、どうなるのでしょうか？

A7. 新学習指導要領の基本的な考え方は、教育内容を厳選することで生じた時間的、精神的なゆとりを用いて、各学校において、個別指導などきめ細かな指導や時間を要する体験的・問題解決的な学習を通じて、基礎・基本の確実な定着を図ろうとするものであり、これを変更することは考えていません。しかし「ゆとり」が過度に強調されるあまり「ゆめ」につながり、結果として基礎・基本の徹底が不十分になっている面が一部にあるなどの指摘もあります。

「新生プラン」では、平成14年度からの新学習指導要領の実施をはじめ、少人数指導を可能とする教職員定数の改善や全国的な学力調査の実施など様々な施策を盛り込んでいます。これらの施策を着実に実施することにより、新学習指導要領の趣旨が各学校において実現され、児童生徒に基礎・基本を確実に身に付けさせることはもとより、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」が育まれるよう努めています。

21世紀教育新生プラン

1 人間性豊かな日本人を育成する

主 要 政 策 課 題	主 要 施 策 及 び タ イ ム ス ケ ジ ュ ー ル
1 教育の原点は家庭であることを自覚する ○家庭教育支援のための機能の充実 ○各家庭における「しつけ3原則」の作成 ○教育休暇制度の導入 ○幼稚園や保育所における教育的機能の充実 ○自主的な社会教育活動への積極的な支援 ○「教育の日」の制定などによる地域における教育への取組の推進	家庭・地域の教育力の再生 ◎「社会教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・家庭の教育力の充実のための社会教育行政における体制の整備 ○家庭の教育力の再生 → 平成13年度予算案 ・子育て学習の全国展開、家庭の教育力再生に関する調査研究 4億円 ・「家庭教育手帳」(243万部)、「家庭教育ノート」(120万部)の作成・配布 4億円 ○教育休暇制度の導入の促進 → 経済団体等への働きかけ ○幼稚園と保育所の連携強化策の実施 → 文部科学省・厚生労働省間で協力しつつ推進 ・幼稚園教育要領についての教員・保育士の相互参加による合同研修の開催(11年より) ・幼稚園教育要領や保育所保育指針の教育・保育内容の一層の整合性確保(10年12月の改訂より) ○地域の教育力の再生 → 平成13年度予算案 ・余裕教室等を活用した「地域ふれあい交流事業」の推進 3億円 ○「教育の日」の制定などによる地域における教育への取組の推進 → 地方自治体等への働きかけ
2 学校は道徳を教えることをためらわない ○小「道徳」、中「人間科」、高「人生科」の教科の設置 ○言葉の教育の重視 ○学校教育における文化活動、スポーツ活動を教育の柱に位置付け ○子どもの自然体験、職場体験などの体験学習の充実	多様な体験を通じた豊かな人間性の育成 ○「心のノート」の作成・配布 7億円 → 平成13年度予算案 (平成13年度に小・中学生全員に配布) ○体験活動を生かした道徳教育の推進 → 平成13年度予算案 ・道徳教育体験活動推進事業(12年度～)2億円 ○言葉の教育の充実 → 平成14年度から新学習指導要領を実施 ・新学習指導要領において「話す・聞く」「書く」「読む」のバランスの取れた教育ができるよう配慮、幼稚園教育要領を踏まえ生活体験の中で言葉の発達の助長 ・「子どもゆめ基金」の創設による読書活動の支援の充実 ○学校教育における文化活動、スポーツ活動の充実 → 平成13年度予算案 ・部活動わくわくプラン21 11億円 ・学校の文化部活動活性化事業 7億円 ◎「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・「子どもゆめ基金」を創設し、体験活動、読書活動、スポーツ活動等の事業を行う青少年団体等に対して助成(13年度予算案 出資金100億円、運営費交付金20億円) ○「全国子どもプラン」の計画的推進 → 平成13年度予算案 (地域で子どもを育てる緊急3ヶ年戦略(11～13年度)) ・子どもセンターの全国展開 13億円(全国1,000ヶ所程度の設置を目標)
3 奉仕活動を全員が行うようにする ○学校、地域における奉仕活動の促進(小・中学校で2週間、高校で1ヶ月間) ○満18歳後の青年が一定期間奉仕活動を行えるような社会的な仕組みづくり	◎「学校教育法」「社会教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・児童生徒の奉仕体験活動等の促進についての規定 ○奉仕活動・体験活動の充実 → 平成13年度予算案 ・学校教育における体験的活動等総合推進事業 4億円 ・青少年の「社会性」を育むための体験活動総合推進事業 1億円 ○奉仕活動について関係省庁と協議しつつ検討 → 関係府省等と協力しつつ中央教育審議会で検討を行い、平成13年度中を目途に取りまとめ
4 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない ○問題を起こす子どもへの適切な対応	子どもたちが安心して学び育つ環境の整備 ◎「学校教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・出席停止制度について要件の明確化及び出席停止中の児童生徒への支援措置
5 有害情報等から子どもを守る ○子どもに有害情報等を見せない仕組みの創設 ○有害情報を含む番組の スポンサー企業への働きかけ ○子どもを有害情報等から守るための法整備	○有害環境に関する調査研究の充実 → 平成13年度予算案 ・海外等における先進的事例の研究を行い、我が国における方針を検討 ○メディア上の有害情報についての関係業界における自主規制の促進 → 放送・出版等関係業界への働きかけ ○有害情報等から守るための法整備 → 関係府省等と協力しつつ政府全体の取組として検討

2 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

主 な 政 策 課 題		主 要 施 策 及 び タ イ ム ス ケ ジ ュ ー ル
6 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する ○少人数教育の実施、習熟度別学習の推進 ○わかる授業の実現 ○学習の達成度試験の実施 ○中高一貫教育の一層の推進 ○大学入学年齢制限の撤廃 ○やり直しのきく生涯学習体制の整備		基礎学力の向上 ◎「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正 ・少人数指導を可能とする教職員定数の改善（教科に応じ20人授業を実施） （第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画のスタート） 13年度予算案 5年計画の初年度分 5,380人、223億円 ※教員一人当たりの児童生徒数を欧米並みの水準に改善 （11年度 小19.3人、中16.7人 → 17年度 小18.6人、中14.6人） ◎新学習指導要領の実施 → 平成14年度から実施 ・厳選された基礎・基本の徹底、個に応じた指導の充実、体験的・問題解決的な学習の重視、総合的な学習の時間の創設、選択学習の幅の一層の拡大 ○全国的な学力調査の実施 3億円 → 平成13年度 小・中、14年度 高校で実施 多様な個性や能力を存分に伸ばすことができる教育システムの整備 ○中高一貫教育の推進 → 当面500校（高等学校の通学範囲に1校）を目標に整備 【12年度までの設置数 17校】 ・中高一貫教育推進事業 2億円 【13年度設置予定 25校】 ◎「学校教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・大学への17歳入学について分野の制限を撤廃するとともに、法律上明確化 ◎「学校教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・夜間・通信制大学院を法律上明確化 ○大学等における社会人の受入れの拡大 → 各大学における取組の促進 ・社会人特別選抜、科目等履修生、昼夜開講制、夜間・通信制大学院、大学院1年制・長期在学コース等における社会人の受入れの拡大 ○放送大学における大学院の設置 → 平成14年度から学生受入れ
7 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する ○A O入試など大学入試の多様化の推進 ○大学9月入学の推進 ○暫定入学制度の導入		○A O入試など大学入試の多様化の推進 → 各大学における取組の促進 【12年度A O入試実施大学数75大学（国3、公1、私71）】 ※A O入試（アドミッション・オフィス入試）～学力検査に偏ることなく、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定しようとするきめ細かな選抜方法の一つ ○大学9月入学の推進 → 各大学における取組の促進 ・各大学における取組の促進 ・社会的合意形成に向けての環境の醸成（国民、大学、企業等への調査の実施等） ○科目等履修生制度の活用により → 各大学における取組の促進 現行制度で対応可能
8 リーダー養成のための大学・大学院の教育・研究機能を強化する ○学部3年修了からの大学院入学の促進 ○学部で卒業する者への4年時におけるインターンシップの積極的な実施 ○プロフェッショナル・スクールの整備 ○大学院入学選抜の完全なオープン化 ○厳格な評価に基づいた重点的な資源の投入 ○大学・大学院の教育・研究基盤の整備		大学・大学院の教育・研究機能の強化 ◎「学校教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・大学3年修了からの大学院入学を大幅に促進し、ごく普通にみられるようにするため、法律上明確化し、その一層の活用の推進 ○インターンシップ等の推進 → 平成13年度予算案 ・大学・短大・高等専門学校におけるインターンシップの推進 5億円 ○プロフェッショナル・スクールの整備 → 各大学における取組の促進 【12年度専門大学院設置 一橋大学及び京都大学】 【13年度設置予定 九州大学及び青山学院大学】 ○大学院入学選抜における他大学出身者、社会人などの受入れの推進 → 各大学における取組の促進 ○科学研究費補助金など競争的資金の拡充・間接経費制度の導入 → 次期科学技術基本計画に基づき、平成17年度までに競争的資金の倍増を目指す ○教育研究施設の整備 → 平成12年度中に施設整備計画（5年間）を策定し、計画的に整備 ○研究支援体制の充実 → 平成13年度予算案 ・リサーチ・アシスタント（RA）経費 19億円 ○日本学術振興会特別研究員等の拡充 → 平成13年度予算案 ・日本学術振興会特別研究員 135億円 ・日本学術振興会海外特別研究員 12億円 ・日本学術振興会外国人特別研究員 49億円

	○留学生交流の推進 ○大学の組織編制の弾力化 ○国立大学の独立行政法人化の検討 ○大学教員任期制の導入など大学教員の流動化の促進	○奨学金の充実 → 平成13年度予算案 ・育英奨学事業の充実 4,732億円 【12年度 69.1万人】 【13年度 75.3万人(6.2万人増)】 ○留学生受入体制の整備充実 → 早期に10万人達成 【12年5月1日 留学生数6万4,011人】 ○国際研究交流大学村の建設 → 平成13年3月末完成 大学の競争的環境の整備 ◎「国立学校設置法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・国立大学の講座等の組織編制の柔軟化 ○公立大学及び私立大学の講座等の → 大学設置基準の改正 組織編制の柔軟化 ○調査検討会議における検討 → 平成13年度秋までに中間まとめを公表 （13年度中に最終報告） ・組織業務、目標評価、人事、財務会計など 制度の具体的内容について調査研究 ○大学教員任期制の導入進展 → ・各大学における取組の促進 【平成9年「大学の教員等の任期に 関する法律」制定】 ・平成13年度中を目途に任期付き教員の処遇 改善等について関係機関と協議しつつ検討 ◎「学校教育法」の改正 → 通常国会に法案提出 ・勤務年数を問わず、専ら功績による名誉教授制へ
9 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する	○教養教育の充実 ○ダブルメジャー（複数の分野を専攻）制度の導入 ○TA制度の充実 ○ITの活用 ○大学教員の教育力の向上 ○成績評価の厳格化を図るための成績評価制度の導入などの促進 ○大学の教育力向上のための大学、大学教員の評価システムの構築	大学にふさわしい学習を促すシステムの導入 ○教養教育の充実 → ・各大学における取組の促進 ・平成13年度中に中央教育審議会から答申 ○学部・学科の枠を越えた横断的な教育課程の編成や複数の異なる分野の学部・学科の専門科目を同時に履修できる工夫の促進 → 各大学における取組の促進 ○TA（ティーチング・アシスタント）の充実 → 平成13年度予算案 ・ティーチング・アシスタント経費 53億円 ○大学の授業等におけるインターネットなどのITの活用 → 平成12年度中に大学設置基準等を改正し、各大学における取組の促進 ○ファカルティ・ディベロップメントの推進 → 各大学における取組の促進 【平成11年9月に制度改正を行い、教育内容等の改善のための組織的な研修等（ファカルティ・ディベロップメント）の実施を努力義務化】 ○教員資格における教育能力の重視 → 平成12年度中に大学設置基準等の改正 ○厳格な成績評価の実施等 → 各大学における取組の促進 【平成11年9月に年間（学期間）履修科目登録単位数の上限設定など厳格な成績評価のための制度改正】 ○各大学の自己点検・評価及び第三者評価の推進 → 大学評価・学位授与機構による第三者評価の推進 【平成11年→自己点検・評価の実施等の義務化、 12年→大学評価・学位授与機構創設】
10 職業観、勤労観を育む教育を推進する	○インターンシップの推進、キャリア・アドバイザーの積極的な配置 ○高専、専門高校、専修学校における職業教育の充実 ○高校の総合学科の設置の促進 ○人材のミスマッチの解消のための企業等との連携の推進	社会との交流を通じた学ぶ意欲や職業観の育成 ○インターンシップ等の推進〈再掲〉 → 平成13年度予算案 ・大学・短大・高等専門学校におけるインターンシップの推進 5億円 ・高等学校におけるインターンシップの推進等進路指導の充実 1億円 ○職業教育の充実 → 平成13年度予算案 ・高等専門学校における実践的技術者教育の改善・充実 8億円 ・産学連携による専修学校高度職業人育成総合プロジェクト等 3億円 ・農業高校生等のインターンシップの促進、農業大学校との連携等専門高校における職業教育の充実 ○高校の総合学科の設置の推進 → 当面公立500校（高等学校の通学範囲に1校）を目標に整備 【12年度までの設置数 145校】 【13年度設置予定 18校】 ○企業等との連携の推進 → 経済団体等における取組支援

3 新しい時代に新しい学校づくりを

主 な 政 策 課 題		主 要 施 策 及 び タ イ ム ス ケ ジ ュ ー ル
11 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる	○優秀な教師に人事上の措置、表彰の実施 ○効果的な授業等ができない教師を他職種へ配置換えできる途の拡大や免職などの措置 ○教師の長期社会体験研修の機会の充実 ○教員の雇用形態や採用方法の多様化 ○免許更新制の可能性の検討 ○教員の資質能力の向上	教える「プロ」としての教師の育成 ○優秀な教員に対する表彰制度とそれに連動した特別昇給等の実施 → 平成14年度を目途に実施 ◎「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 ・指導力が不足し十分な適格性を有しないと認める教員を教員以外の職員へ円滑に異動させるための方途の創設等 → 通常国会に法案提出 ○不適格教員に対応する人事管理システムづくりの促進 1億円 → 平成13年度予算案 ○教員の社会体験研修の大幅な拡充 ・社会体験研修に対する補助 2億円 → 平成13年度予算案 各教委における取組の促進 ○教員採用方法の多様化 → 各教委における取組の促進 ◎「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正〈再掲〉 ・教員定数を活用した非常勤講師や再任用短時間勤務職員の任用 → 通常国会に法案提出 ○特別非常勤講師の拡大 ・特別非常勤講師配置事業に対する補助 2億円 → 平成13年度予算案 ○免許更新制の可能性の検討 → 今後の教員免許制度の在り方と併せて中央教育審議会で検討を行い、平成13年度中を目途に取りまとめ ○国の行う教員研修事業の一元的実施 → 平成13年度に教員研修センターを設立して実施 ○教員の自主的・主体的研修活動の奨励・支援 → 平成13年度から大学院修学休業制度を実施
12 地域の信頼に応える学校づくりを進める	○学校の評価制度の導入 ○学校評議員制度による学校の情報公開や学校運営への親や地域の参加の促進 ○通学区の弾力化	地域の信頼に応える学校づくり ○各学校における自己評価システムの確立 → 平成13年度中に省令等における自己評価に関する規定の整備を検討 ○学校評議員制度の導入など開かれた学校づくりの促進 → 各教委における取組の促進 ○小・中学校の通学区制度の弾力的運用 → 各教委における取組の促進 ◎「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 ・公立高等学校の通学区を定める規定の見直し → 通常国会に法案提出
13 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる	○校長の裁量権の拡大 ○複数教頭制を含む運営スタッフ体制の導入 ○若手校長の積極的任用、校長の任期の長期化 ○質の高いスクールカウンセラーなどの配置の促進 ○教育委員会の委員の適任者の登用や会議の原則公開	◎「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 ・教職員人事等に関する校長の意向の一層の反映 → 通常国会に法案提出 各教委における取組の促進 ◎「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正〈再掲〉 ・教頭定数の改善 (第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画のスタート 13年度予算案 5年計画の初年度分 5,380人、223億円)〈再掲〉 → 通常国会に法案提出 ○若手校長の積極的任用、校長の任期の長期化 → 各教委における取組の促進 ○スクールカウンセラーの配置の拡充 40億円 → 平成13年度予算案 【12年度 スクールカウンセラー配置調査校数 2,250校】 【13年度配置調査校数 3,750校】 ○心の教室相談員の配置 34億円 → 平成13年度予算案 【12年度 心の教室相談員の配置校数 約7,700校】 ◎「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正 ・保護者の参加等教育委員会の委員の構成や会議の公開に関する規定の整備 → 通常国会に法案提出

14 授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする	○学級編制の弾力化、教科に応じた少人数指導や習熟度別学級編制の実施 ○社会人が学校教育に参加する機会の拡大 ○IT教育と英語教育の促進 ○わかる授業の実現	子どもの立場に立ったわかる授業の実現 ◎「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正〈再掲〉 ・少人数指導を可能とする教職員定数の改善（教科に応じ20人授業を実施）、学級編制基準の弾力化 （第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画のスタート 13年度予算案 5年計画の初年度分 5,380人、223億円）〈再掲〉 ◎特別非常勤講師の拡大〈再掲〉 ・特別非常勤講師配置事業に対する補助 2億円 ◎教育の情報化（シニア・プロジェクト）の目標の実現 ・全ての小中高등학교等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境の整備 ※1台当たり児童生徒数 13人（12年3月）→ 5.4人（17年度） 【高速インターネットを活用した教育の研究開発の推進 12年度補正 202億円】 ◎IT授業や20人授業等のための 「新世代型学習空間」の整備 59億円 ◎JETプログラムの推進など外国語教育の充実 【12年度外国語指導助手（ALT）招致人数 5,467人】 ◎新学習指導要領の実施〈再掲〉 ・厳選された基礎・基本の徹底、個に応じた指導の充実、体験的・問題解決的な学習の重視、総合的な学習の時間（12年度より移行措置）の創設、選択学習の幅の一層の拡大
15 新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する	○私立学校の設置の促進 ○研究開発学校の拡充 ○コミュニティスクールの可能性の検討	多様な教育機会を提供する新しいタイプの学校の設置の促進 ○私立学校の設置のための 基準の明確化 ○研究開発学校の拡充 2億円 【平成12年度から各学校や地域の創意工夫を生かした特色ある学校教育の試みを推進する観点から制度改正（平成12年度新規指定41件）】 ○今後の新しいタイプの学校の可能性や課題等について検討 小・中学校設置基準の策定と併せて検討

4 教育振興基本計画と教育基本法

主 な 政 策 課 題	主 要 施 策 及 び タ イ ム ス ケ ジ ュ ー ル
16 教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を	新たな世紀の教育理念の確立 ○教育振興基本計画の策定 教育基本法の見直しの中で検討
17 新しい時代にふさわしい教育基本法を	○教育基本法の見直し 中央教育審議会に諮問



エルネット（教育情報衛星通信ネットワーク）を通じた「大臣緊急アピール」、放映の様子

二十一世紀教育新生プラン（時）の中で「大臣緊急アピール」の再放送を四度にわたって行った。

さらに、大臣、副大臣を初め文部科学省幹部が全道庁を回る全国巡回し、二月二日にエルネット（教育情報衛星通信ネットワーク）を通じて「大臣緊急アピール」を放映する等、本格化を図ってきた。

これは「新生プラン」の内容について、全国の市町村教育長に向けて町村文部科学大臣から直接に説明を行うものだったが、各教育委員会からの反響は予想外に大きく、これを受け文部科学省では、エルネットを利用して放送中の「文部科学省ニュース」（月曜十三日、河村副大臣が山口市

松本市を、御手洗文部科学省議員が富山市をそれぞれ訪問し、教育改革への一層の理解と協力を訴えた。

また、三月以降についても、町村大臣が長野市（三日）、大野副大臣が長野市（三日）と高松市（三十一日）を、河村副大臣が山口市

文部科学省では、今年七月までの間に全都道府県に出向いて教育関係者の集まりに参加し、「新生プラン」について説明することとしている。現在までに、すでに六都府県を回ったほか、年度内の日程もほぼ固まっている。

— 今後の広報活動、明らかに —

あなたの近くで教育改革を語ります

（三日）、池坊大臣政務官が山梨県石和町（六日）を訪れて教育改革について講演し、あるいは教育関係のフォーラムに参加することがすでに決まっているほか、中国総務補佐官（元文相兼科技庁長官、二十三日）に前橋市で行われるPTAの研修会で講話を行うことになっており、教育改革を一大国民運動として展開するために文部科学省は、政府広報を含むマスコミの活用にも積極的である。

このほか、文部科学省では、政府広報を含むマスコミの活用にも積極的である。

大臣は、「新生プラン」策定以降、朝日小学生新聞や毎日教育メールの取材を受けるなどしたが、日本の教育と比較するプロジェクトに取り組んでいるアメリカの子ども記者の取材等にも精力的に対応している。

さらに、三月以降、「クローサップ」に「TBSラジオ」、「政策対談 明日への架け橋」（朝日ニュースター）などの政府広報や、東京FMの政治番組「ウオッチングジャン」21への出演が決まっているほか、政府広報番組内の「インフォメーションコーナー」なども利用するとしている。

文部科学省では、今後も様々なメディアに働きかけ「新生プラン」の国民各界各層への一層の浸透を図っていくと決めている。

教育改革関連法案の概要

【趣旨・目的】

教育改革国民会議の報告等を踏まえ、約11の法律の改正を盛り込んだ6法案を国会に提出し、教育改革を断行。予算措置など関係施策と相まって教育改革を推進。

【内 容】

初等中等教育改革

○わかる授業で基礎学力の向上

- ・基本的教科の20人授業など少人数指導の実施
- ・都道府県教育委員会が定める学級編制基準の弾力化
- ・その他非常勤講師の活用や教頭定数の改善

※第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画のスタート

13年度予算案 5年計画の初年度分 5,380人、223億円

○指導力の不足した問題教員を教壇に立たせない

- ・指導力が不足し十分な適格性を有しない教員について、教員以外の職へ円滑に異動

○問題行動を起こす子どもへの教育をあいまいにしない

- ・出席停止制度について要件を明確化
- ・出席停止中の児童生徒への支援

○公立高等学校の通学区域の見直し

- ・公立高等学校の通学区域を設けることについて、各教育委員会が決定

大学改革

○一律主義を改め、個性を伸ばす教育システム

- ・大学への17歳入学について分野の制限を撤廃するとともに、法律上明確化
- ・大学3年修了から大学院への入学を法律上明確化し、大幅に促進
- ・夜間大学院、通信制大学院について法律上規定し、大学の生涯学習機関としての役割を明確化
- ・現在省令で定めている国立大学の講座等について、各大学が決定

社会奉仕体験活動、自然体験活動等の促進

- ・小学校、中学校、高等学校等における社会奉仕体験活動、自然体験活動等の充実
- ・教育委員会の事務として、青少年に対して社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施を法律上明確化

「子どもゆめ基金」の創設

- ・独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに「子どもゆめ基金」を置き、体験活動、読書活動等の事業を行う青少年団体等に対して助成

※13年度予算案 出資金100億円、運営費交付金20億円

家庭教育の充実

- ・教育委員会の事務として、家庭教育に関する講座の開設等を法律上明確化
- ・社会教育委員等の委嘱範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を追加

教育委員会の活性化

- ・教育委員の人選にあたって保護者の登用や性別等に偏りのないよう配慮
- ・教育委員会の会議の公開
- ・教育行政に関する相談体制の整備
- ・教職員人事に関する校長の意向の一層の反映

※「21世紀教育新生プラン」については文部科学省ホームページでもご覧になれます。 <http://www.mext.go.jp/>